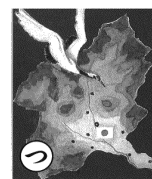




県 紋 章



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和4年3月1日（火） 第9980号

目 次

ページ

規 則

- 群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（健康福祉課）

2

告 示

- 土砂災害警戒区域等の解除（砂防課）
○土砂災害警戒区域等の指定（同）
○都市計画事業の変更認可（都市計画課）
○同

3

3 2

6 1

6 2

公 告

- 都市計画事業の変更認可（都市計画課）
○同
○同
○同
○令和4年二級建築士試験の実施（建築課）
○令和4年木造建築士試験の実施（同）
○開発工事の完了（同）

6 2

6 3

6 3

6 3

6 4

6 5

6 6

人 事 委 員 会 公 告

- 令和4年度警察官A等採用試験の実施

6 6

内水面漁場管理委員会指示

- 漁業法第120条第1項の規定等による指示
○同
○同

6 9

7 0

7 0

エ 本申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一日に実施する試験の重複申込みはできません。同一人からの複数の申込みがあった場合は、群馬県警察本部警務課で最初に受付をしたものを有効とします。また、申込後の試験区分の変更はできません。

(4) 受験票の送付

ア インターネットにより申込みをした場合 令和4年4月15日（金）頃、ぐんま電子申請受付システム上で受験票を交付しますが、同月22日（金）までに受験票がダウンロードできない場合は、群馬県警察本部警務課（電話027-243-0110 内線2652）に問い合わせてください。

イ 郵送により申込みをした場合 令和4年4月15日（金）頃、受験票を発送しますが、同月22日（金）までに届かない場合は、群馬県警察本部警務課（電話027-243-0110 内線2652）に問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登録され、群馬県警察本部長からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、警察官A（男性・女性）は令和5年4月1日の予定です。警察官B（男性・女性）特別は令和4年10月1日の予定です。

8 給与 警察官A採用試験に合格して採用された人の給料月額（地域手当含む。100円未満切捨て）は、219,200円です。また、警察官B特別採用試験に合格して採用された人の給料月額（地域手当含む。100円未満切捨て）は、短期大学卒業者にあつては201,800円、高等学校卒業者にあつては186,600円です。ただし、大学院を卒業した人、採用前に民間企業等に勤務したことのある人等は、一定の基準により増額されます。

なお、このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他

(1) 令和4年4月15日（金）頃、受験に関する留意事項及び健康状態申告書を職員・警察官採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）に掲載します。必ず事前に確認し、健康状態申告書を各自で印刷及び記入の上、第1次試験当日に持参してください。

(2) 試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

■ 内水面漁場管理委員会指示

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、公布の日から施行する。

なお、漁業法第六十七条第一項の規定等による指示（平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号）は、令和4年2月28日限り廃止する。

令和4年3月1日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

1 指示内容 区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が

承認した場合、疾病検査の場合及び焼却、埋却等処分する場合を除き、コイを持ち出してはならない。

この場合、知事は当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

2 期間 令和4年3月1日から令和6年3月31日まで

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、公布の日から施行する。

なお、漁業法第六十七条第一項の規定等による指示（平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）は、令和4年2月28日限り廃止する。

令和4年3月1日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

1 指示内容 公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において次のことをしてはならない。

- (1) 採捕したコイを移植すること。
- (2) 生死を問わず、コイを投棄すること。

2 期間 令和4年3月1日から令和6年3月31日まで

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、公布の日から施行する。

なお、水産動物の保護に係る指示（平成18年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）は、令和4年2月28日限り廃止する。

令和4年3月1日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

1 指示内容 コクチバスを採捕した者は、採捕した河川、湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的な機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。

2 期間 令和4年3月1日から令和6年3月31日まで

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
